

子どもをキュッとだきしめて歩きはじめよう

第2期 那珂市子ども・子育て支援事業計画



令和2年 3月

はじめに

近年、全国的に少子化が進行するなか、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、多くの子育て世代が仕事と育児の両立、子どもとのかかわり方に不安や悩みを抱えているかと思います。そのため、それぞれの家族の状況に合わせた多様な子育て支援策の整備が求められています。

このような中、本市では平成26年度に「那珂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種施策を進めてまいりましたが、令和元年度で計画期間が満了となつたことから、現状をふまえ内容の見直しを行い、このたび「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、保育施設の待機児童解消のための環境整備や保育士の確保、保育の質の向上に努めるとともに、親がしっかりと子どもに向かいながら子どもの成長を見守り、子育ての喜びを実感できるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってまいります。

また、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を受け入れる放課後児童クラブの充実や、地域で児童を見守っていけるような子どもの居場所づくりなどを推進してまいります。

未来を担う子どもたちのため、安心して子育てができるよう地域社会が一体となって、子育て世代を支えていくことが大切であると考えておりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力を願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました那珂市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆さんに心からお礼を申し上げます。



令和2年3月

那珂市長

先崎 光

<目次>

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 新制度における事業の概要	4
5 策定体制	4
第2章 那珂市の現状	7
1 子育て家庭を取り巻く環境	8
2 ニーズ調査の結果	11
3 保育所・幼稚園等の状況	14
第3章 計画の基本的考え方	17
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策の構成	19
第4章 子ども・子育て支援事業計画	21
1 量の見込みと確保方策	22
2 教育・保育提供区域の設定	23
3 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）	24
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	25
第5章 次世代育成支援の取り組み事業	37
1 基本目標と体系	38
2 次世代育成支援対策行動計画	39
第6章 計画の推進	57
1 計画の推進	58
2 計画の進行管理	58
第7章 資料編	59
1 那珂市子ども・子育て会議条例	60
2 那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会設置要項	62
3 子ども・子育て会議委員名簿	64
4 子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員名簿	64
5 策定経過	65
6 用語集	66

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来により、地域活力の低下が懸念され国や地方自治体、地域をあげて子育てを支援するなど新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

子育てをしやすい社会にしていくため、国は平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成24年に「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」を制定し、それに基づき平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。那珂市においても同法に基づき「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」、その後継計画として、平成26年度に「那珂市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

この計画は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども・子育て支援の充実等への取り組みから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものとなっています。

第1期計画策定後、少子化の深刻化や子どもが被害者となる虐待・事件なども後を絶たず、また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中でコミュニケーションのあり方も変化しており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は不安定な状況が続いています。

こうした現状から、「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）は、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、那珂市の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として策定します。

2 計画の位置づけ

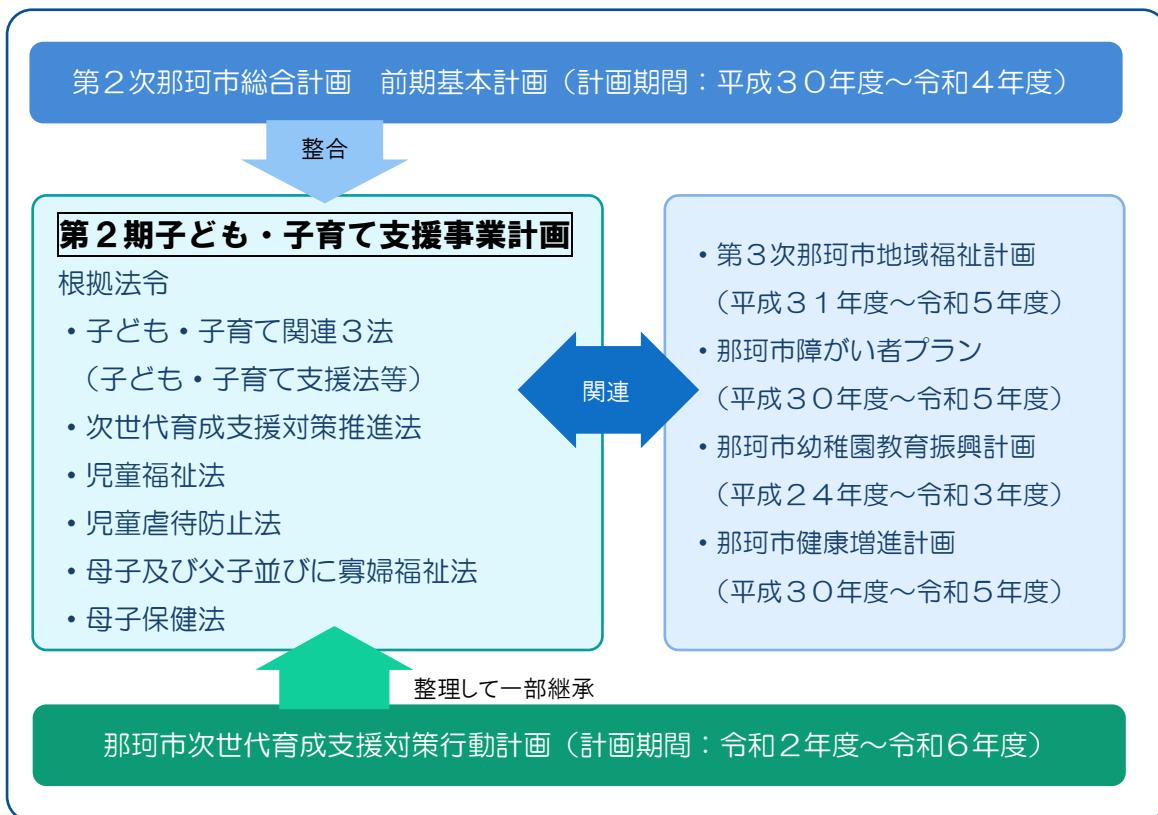
（1）新たな計画の位置づけ

第1期計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すもので、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」の基本的な考え方等の継承を図りつつ、子ども・子育て支援に関する様々な施策の体系化を進めました。

第2期計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、那珂市における子ども・子育て支援に関する様々な施策を体系的に整理したものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は「第2次那珂市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、那珂市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉などの各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
第2次那珂市総合計画 前期基本計画					第2次那珂市総合計画 後期基本計画			
那珂市子ども・子育て支援 事業計画 〔第1期〕		那珂市子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕						
		那珂市次世代育成支援対策行動計画						
				中間見直し				

4 新制度における事業の概要

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法）の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことといいます。

「子ども・子育て支援新制度」の主なポイントは「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域子ども・子育て支援の充実」です。

第1期計画策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成29年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消※）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。

また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（平成29年）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年）により、令和元年10月から、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることとなりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、市の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

※ M字カーブ：女性の就業率について、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向。

5 策定体制

（1）那珂市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「那珂市子ども・子育て会議」を設置しています。

（2）那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会の設置

那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査等を行うため、「那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会」を設置しています。

(3) ニーズ調査

計画の策定に先立ち、就学前の児童がいる世帯及び小学校1年生から3年生までの児童がいる世帯3,216人を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、平成31年1月にニーズ調査を行いました。

(4) パブリック・コメント

計画案に対して、市民の皆さんから幅広く意見をいただくために、令和2年1月10日（金）から令和2年1月31日（金）までパブリック・コメントを実施しました。



第2章

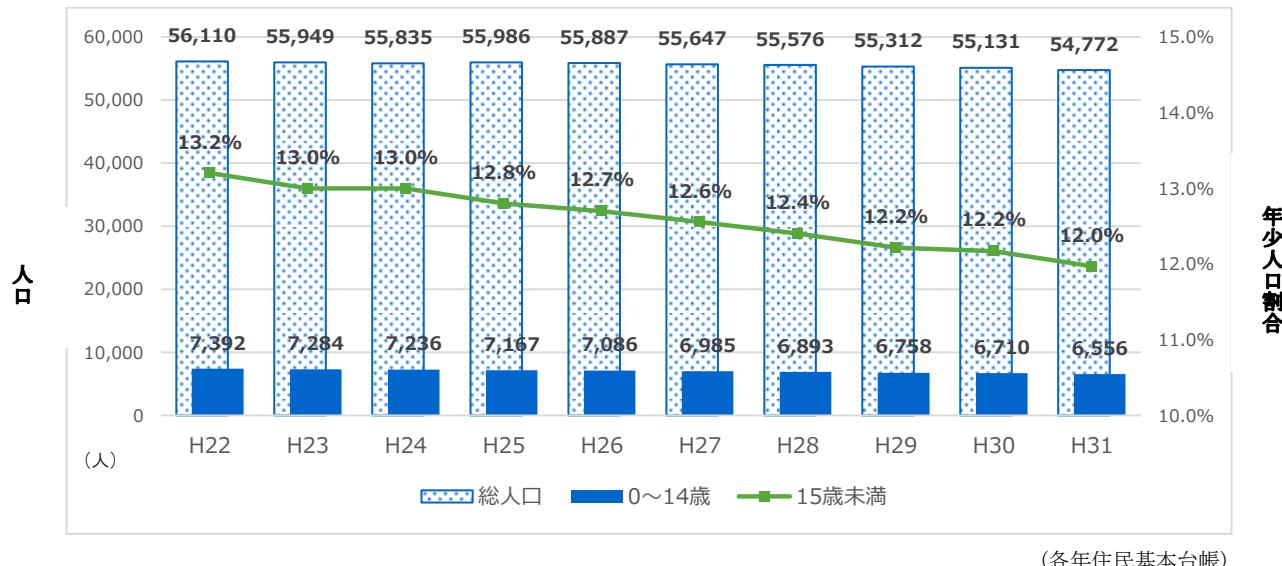
那珂市の現状

第2章 那珂市の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境

(1) 総人口と年少人口の推移

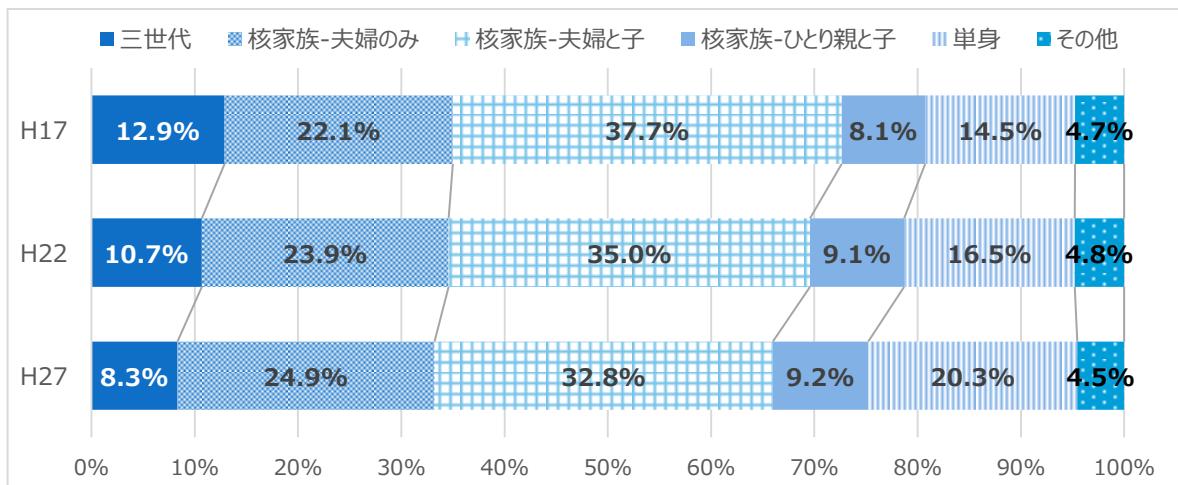
那珂市の人口は、平成 31 年 4 月 1 日現在 54,772 人で、平成 22 年からの 10 年間はほぼ横ばいから減少気味に推移しています。同期間、年少人口（0～14 歳）の減少は著しく、平成 22 年 7,392 人から平成 31 年 6,556 人となっています。



(各年住民基本台帳)

(2) 世帯の家族類型の推移

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成 27 年の核家族世帯割合は総世帯数の 66.9%を占めています。核家族世帯のうち、最も大きな割合は「夫婦と子ども」世帯の 32.8%ですが、次第にその割合は減少しつつあります。一方、「夫婦のみ」世帯は平成 17 年から 2.8 ポイント増、単身世帯は 5.8 ポイント増となっています。

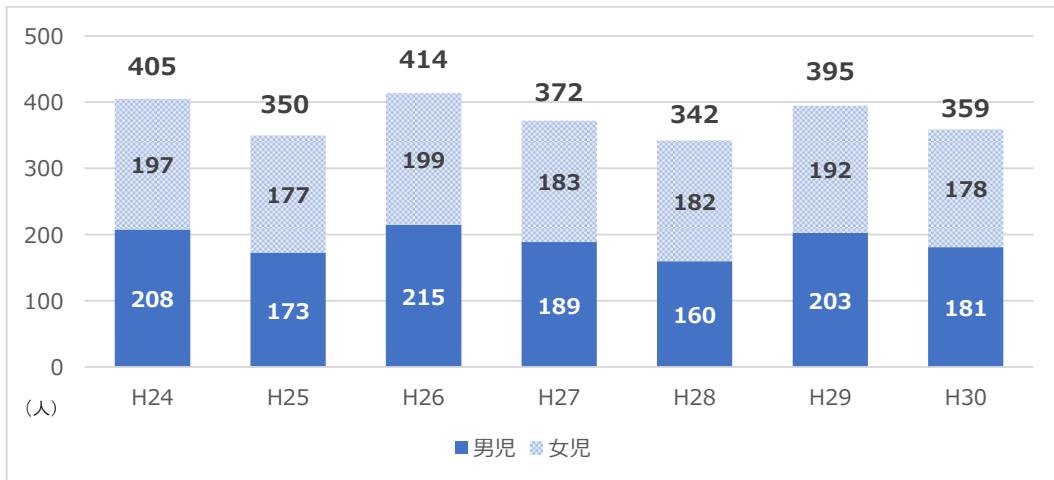


(平成 27 年国勢調査)

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

平成 24 年からの出生数の推移をみると、年によって増減のばらつきがありますが、350～400 人程度で推移しています。

<出生数>



(各年人口動態調査、茨城県常住人口調査)

平成 17 年からの合計特殊出生率の推移をみると、全体の傾向と同様に、那珂市の合計特殊出生率も回復傾向にありますが、全国・茨城県の平均と比較するとやや低い数値となっています。

<合計特殊出生率>

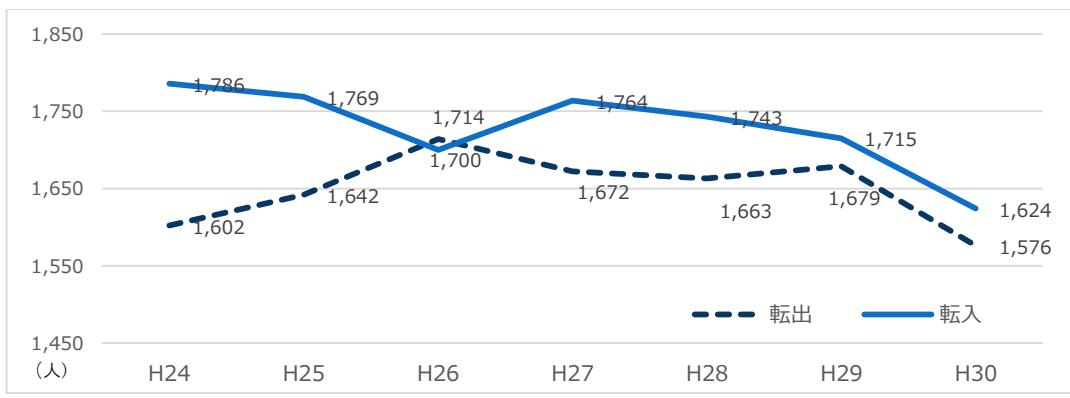
(人)

	H17	H22	H27
那珂市	1.23	1.33	1.37
茨城県	1.32	1.44	1.48
全国	1.26	1.39	1.45

(国勢調査)

(4) 転入・転出者数の推移

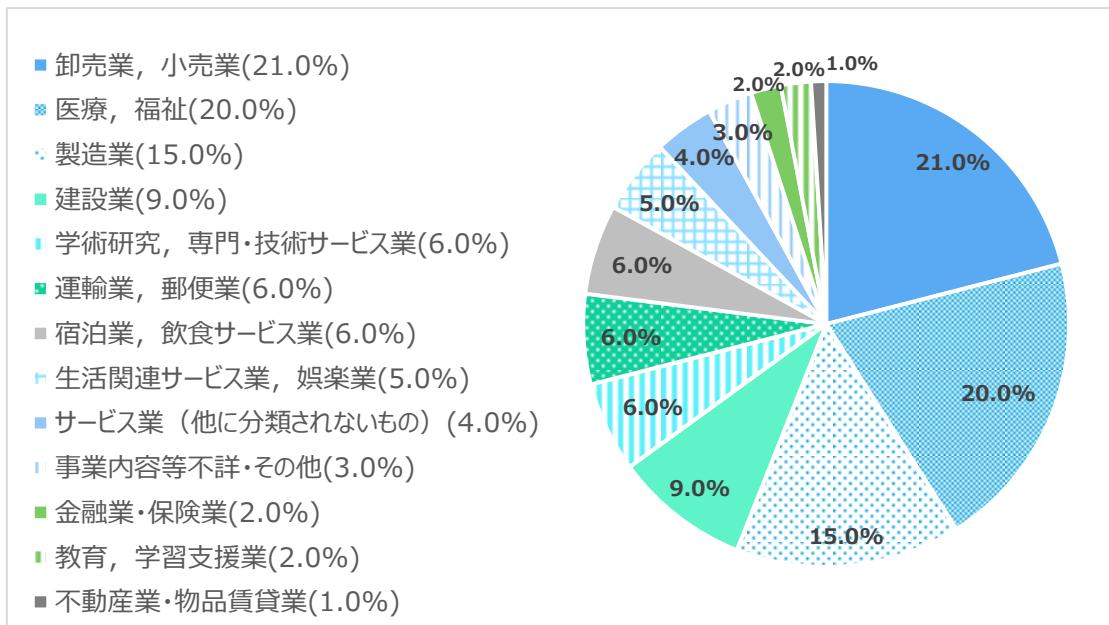
転入・転出者数を比較すると、平成 26 年を除いて転入超過の傾向で推移しています。平成 24 年以降では、年平均で約 79 人の社会増加となっています。



(各年人口動態調査、茨城県常住人口調査)

(5) 産業別従業者割合

那珂市の産業別従業者割合をみると、「卸売業・小売業」21.0%、「医療・福祉」20.0%、「製造業」15.0%が高い割合となっており、生産規模の大きな産業となっています。



(平成 28 年経済センサス)

(6) 女性の年齢別労働力率の推移

国勢調査によると、平成 27 年の女性の年齢別労働力率は、全体的に那珂市の労働力率が県を上回っています。特に 20 代では県の労働力率と比較して 20~24 歳で 4.6 ポイント、25~29 歳で 3.2 ポイント那珂市が上回ります。平成 22 年と平成 27 年の労働力率を比較すると 25 歳~64 歳の年齢層すべてにおいて平成 27 年が平成 22 年を上回っており、女性の就労意欲の高まりを見るすることができます。

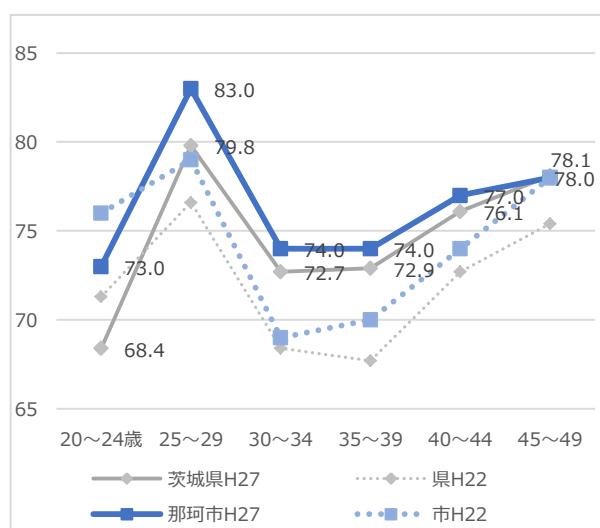
M字カーブの解消に向けて特に対象となる 20~49 歳の推移を見ると、30 代の就業率が上昇し、カーブがやや緩やかになっています。

<労働力率>

(%)

年齢区分	茨城県 H27	茨城県 H22	那珂市 H27	那珂市 H22
15~19 歳	14.4	15.5	10.0	12.0
20~24	68.4	71.3	73.0	76.0
25~29	79.8	76.6	83.0	79.0
30~34	72.7	68.4	74.0	69.0
35~39	72.9	67.7	74.0	70.0
40~44	76.1	72.7	77.0	74.0
45~49	78.1	75.4	78.0	78.0
50~54	75.8	72.5	77.0	75.0
55~59	68.7	62.6	68.0	64.0
60~64	51.1	44.7	51.0	46.0
65 歳以上	16.5	14.1	18.0	19.0

(国勢調査)



(1) 調査の概要

子ども・子育て支援事業計画の策定に伴い、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

調査対象	調査数	調査方法	有効回収※票数と有効回収率
就学前児童世帯（保護者）	1,969人	郵送配布・回収	862(43.8%)
小学1～3年生世帯（保護者）	1,247人	郵送配布・回収	565(45.3%)

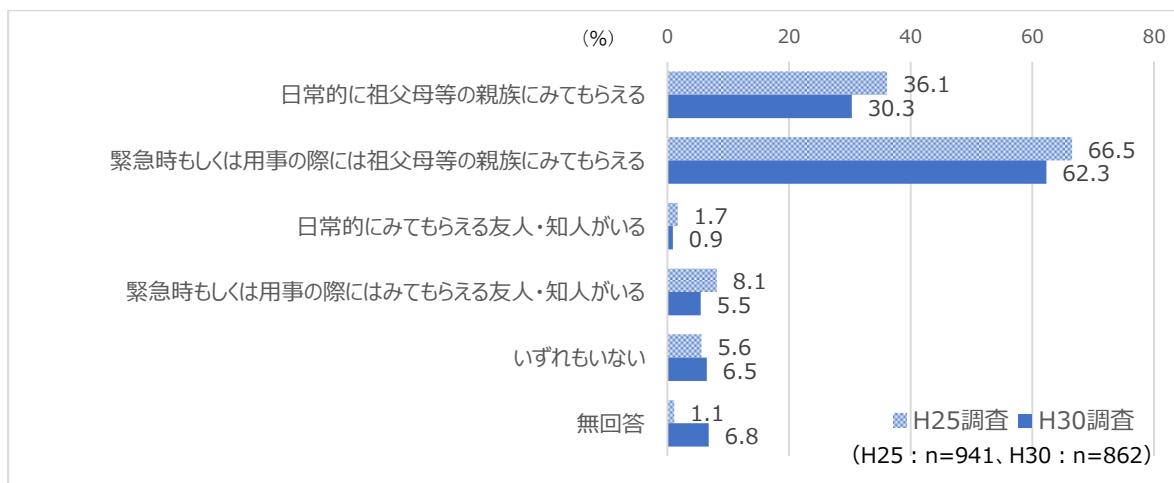
※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

※調査結果のグラフや表における「n」は、集計対象者数を表すもの。

(2) 調査結果

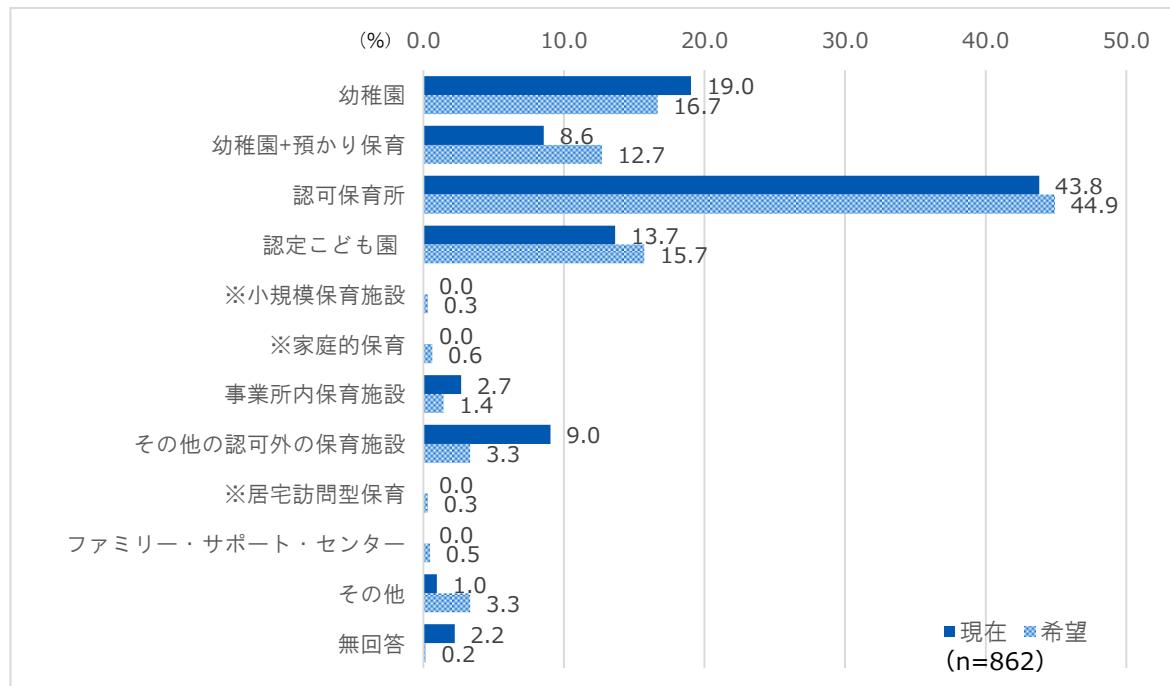
①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（未就学対象/複数回答可）

子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」62.3%が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」30.3%となっています。一方、前回調査時の結果と比較すると、いずれの回答もやや減少していました。



②教育・保育事業の利用状況と今後の希望（未就学対象/複数回答可）

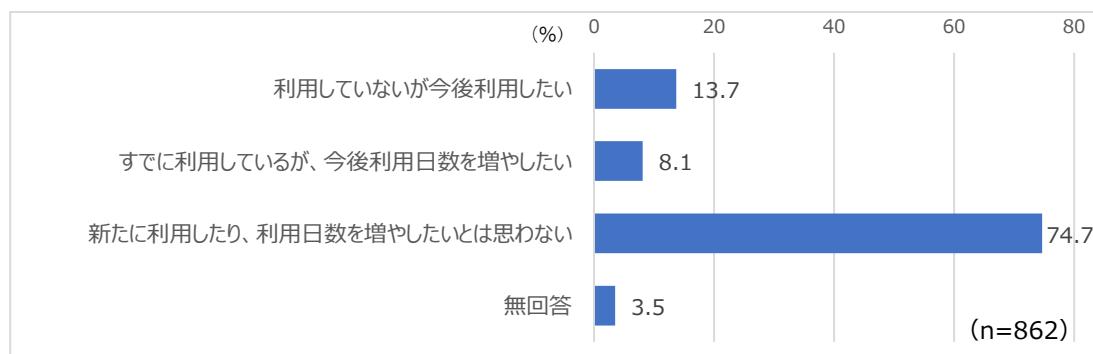
教育・保育事業の利用状況について、現在利用中の保護者の現在の利用状況と今後の希望は、いずれも最も多い回答が「認可保育所」で40%以上、次いで多い回答が「幼稚園」で約20%となっています。現在の利用と今後の希望の差については、「その他の認可外の保育施設」においては、希望に対して現在利用が5.7ポイント上回っています。



※現在那珂市では未実施の事業

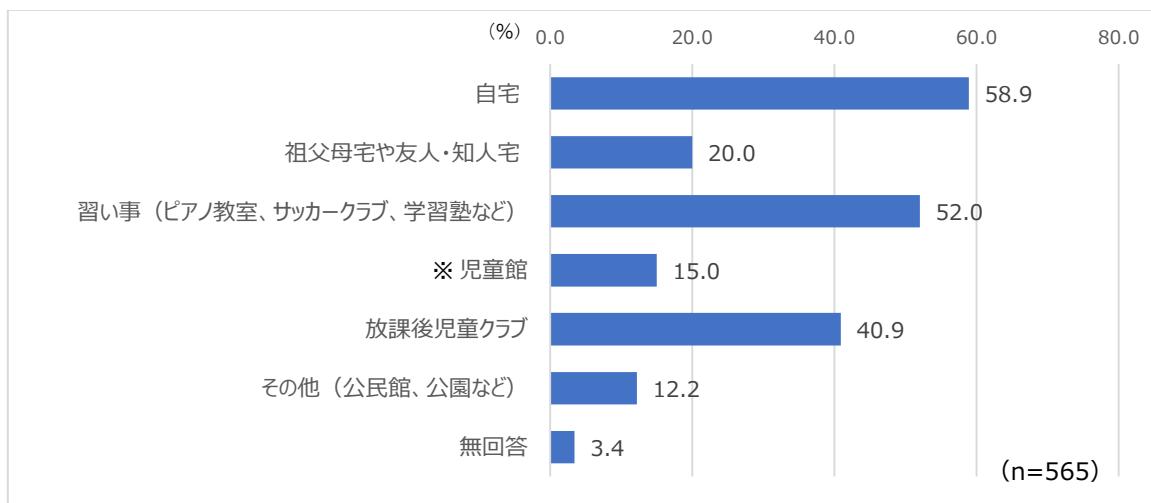
③地域子育て支援拠点事業の利用意向（未就学対象）

地域子育て支援拠点事業の新規の利用及び利用拡大の意向は、「利用していないが、今後利用したい」13.7%と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」8.1%の合計割合が21.8%に対し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が74.7%となっています。

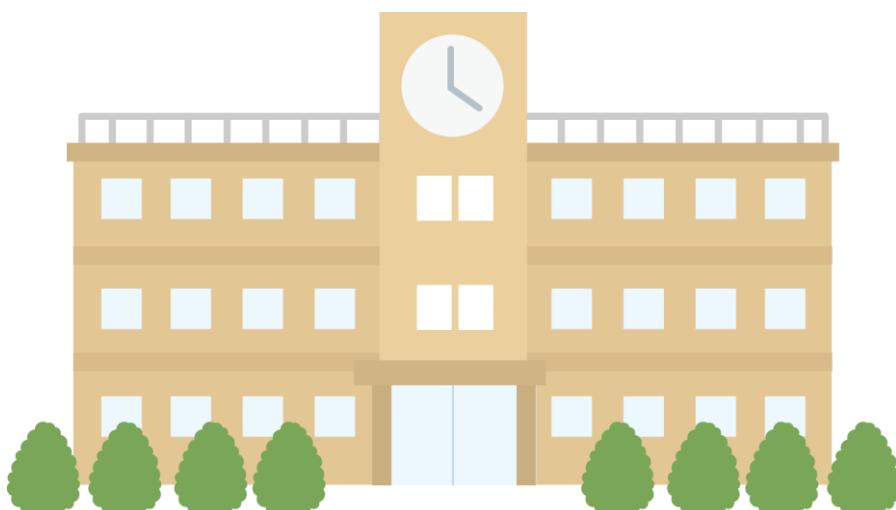


④放課後に過ごさせたい場所（小学生対象/複数回答可）

「自宅」の割合が 58.9%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 52.0%と続いている。



※現在那珂市では未実施の事業



3 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所

那珂市の認可保育所は、公立1保育所、私立6保育園があります。平成27年から平成31年までの推移をみると、入所児童数は増加傾向にありますが、公立保育所はほぼ横ばい、私立保育園は増加となっています。

■保育所の入所者数の推移（各年4月1日現在） (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
菅谷保育所（公立）	167	170	177	174	172
私立保育園計	526	544	605	629	693
－ ゆたか保育園	133	141	149	157	149
－ かしま台保育園	114	117	121	126	120
－ ごだい保育園	91	89	95	102	92
－ 瓜連保育園	118	127	164	172	179
－ 大成学園額田保育園	70	70	76	72	72
－ いくり保育園	-	-	-	-	81
合計	693	714	782	803	865

(2) 幼稚園

那珂市の幼稚園は平成31年から公立幼稚園が統合され、公立が1園、私立が2園あります。平成27年から平成31年までの園児数の推移をみると、公立幼稚園及び私立幼稚園ともに減少傾向となっています。

■公立幼稚園の入所者数の推移（各年4月1日現在） (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
横堀幼稚園	28	48	48	36	-
額田幼稚園	14	-	-	-	-
菅谷幼稚園	116	91	73	65	-
菅谷西幼稚園	40	43	31	21	-
五台幼稚園	30	29	25	17	-
芳野幼稚園	35	41	31	20	-
ひまわり幼稚園	-	-	-	-	148
合計	263	252	208	159	148

■私立幼稚園の入所者数の推移（各年4月1日現在） (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
さいせい幼稚園	37	41	42	49	52
ナザレ幼稚園	140	130	127	118	109
合計	177	171	169	167	161

(3) 認定こども園

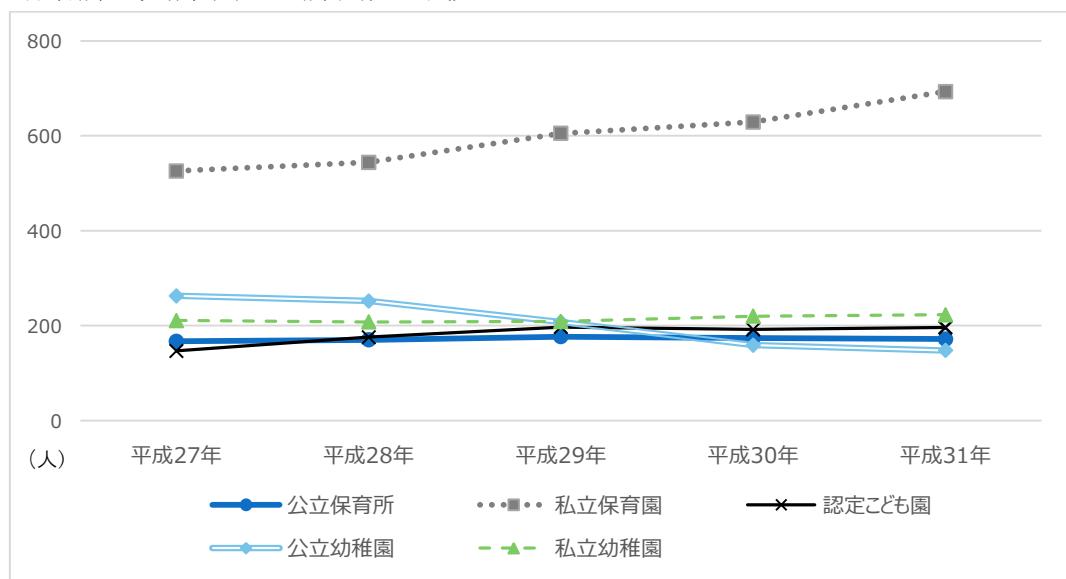
那珂市の認定こども園は、私立1園があります。認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

平成27年から平成31年までの推移をみると、保育所部分の入所児童数が平成29年から大きく増加しています。

■認定こども園の入所者数の推移（各年4月1日現在） (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
認定こども園大成学園幼稚園 (幼稚園部分)	123	150	129	113	110
認定こども園大成学園幼稚園 (保育所部分)	24	26	68	79	86
合計	147	176	197	192	196

<保育所・幼稚園等の入所者数の推移>



(4) 学童保育所

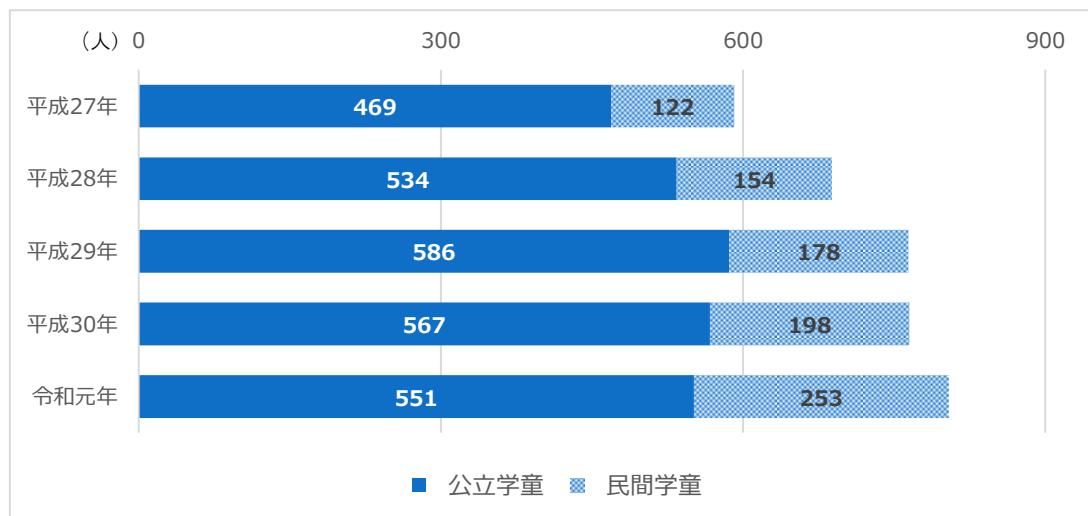
学童保育所の入所児童数は、令和元年5月1日現在804人となっています。民間の事業の新規設置もあり、平成27年から令和元年まで増加傾向で推移しています。

学童保育所の入所者数の推移は、公立の学童は減少または横ばい傾向ではありますが、地域によっては増加しています。一方で、民間の学童は増加しています。

市内の6~11歳人口が減少傾向であるのに対し、学童利用者は増加しており、利用率をみると5年間で20.5%から29.7%と9.2ポイントの増加となっています。

■学童保育所の入所者数の推移（各年5月1日現在） (人)

	定員数	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
横堀学童	80	48	50	47	42	39
額田学童	60	50	43	49	47	52
菅谷学童	120	84	95	110	88	78
菅谷東学童	110	74	96	106	98	107
菅谷西学童	90	56	77	85	86	81
五台学童	65	46	41	57	65	74
芳野学童	70	44	50	50	51	46
木崎学童	50	18	24	27	26	27
瓜連学童	60	49	58	55	64	47
公立 計	—	469	534	586	567	551
エレメンタリークラブ	—	11	21	14	11	10
リヴェールキッズスクール	—	23	30	30	26	29
ゆたか学童クラブ	—	60	70	96	79	94
瓜連保育園（学童）	—	28	33	38	35	53
学びの杜フォレスト	—	—	—	—	47	48
子コロッコロ 本米崎クラブ	—	—	—	—	—	19
民間 計	—	122	154	178	198	253
合計	—	591	688	764	765	804
市内6~11歳人口	—	2877	2827	2782	2789	2710
学童利用率	—	20.5%	24.3%	27.5%	27.4%	29.7%



第3章

計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1

基本理念

子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう

那珂市では「子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう」を基本理念に、次世代育成支援対策行動計画を推進してきました。子どもの笑顔は限りない那珂市の財産であり、那珂市の幸せは、ここに暮らし、ここで成長する子どもの幸せにはかなりません。子どもは、「周りを明るくする力」でいっぱいです。その「力」を絶やさぬよう、まちが一体となって支え、育していくことが必要です。

家庭も学校も地域も、この明るさで満たされて欲しいと願っています。3つの場所はそれに違いますが、そのすべてがつながり、すべてが子どもにとって必要な場所であることから、それぞれが力を合わせながら子どもの育成が図られるべきです。子育ての第一義的な責任は父母や保護者にありますが、同時に、子どもを育んでいくことは社会全体の責務でもあります。こうした基本認識にたった上で、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもたちにしっかり向き合いながら、子どもたちが元気でにぎわいのあるまちを生み出し、子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるよう、これまでの基本理念を踏襲して、子育て支援の施策を推進します。



2 基本目標

基本目標 1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

子育てに生きがいや魅力、喜びや楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりや、結婚や子育てへの希望を実現するために必要な子育てと仕事を両立する家庭づくりの支援や妊娠、出産、育児についての相談体制の整備を進めます。

基本目標 2 子どもが元気に成長できるまちづくり

道路、公園など子育てしやすい生活環境の整備、子どもが人間として尊重される社会づくり、個性豊かで創造性のある学びの場の構築など、子どもが子どもらしく元気に成長できるまちづくりを進めます。

基本目標 3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

市民が子育てに关心を持ち、地域社会全体で子育てを支援し、児童の健全育成につなげるとともに、くらしの中で親子の安全確保を図ります。

3 施策の構成

子どもをギュッとだきしめて歩きなじぬよう

1. 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

- (1) 子育ての不安や負担の解消
- (2) 子育てと仕事の両立支援
- (3) 安心できる出産・育児

2. 子どもが元気に成長できるまちづくり

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの人権尊重
- (3) 個性豊かで創造性のある学びの場の構築
- (4) 子どもの未来への応援

3. 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

- (1) 子育て推進体制の整備
- (2) 児童の健全育成
- (3) 子どもの安全確保

第4章

子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みと確保方策

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度において策定することとされている「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を定めることとなっています。

平成31年1月に実施した「那珂市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果や実績、現在の利用状況等を踏まえ量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を設定しました。

(1) 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

■教育・保育に関する量の見込み

区分	年齢	
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみ
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い
3号認定	1歳～2歳	保育の必要性あり
	0歳	

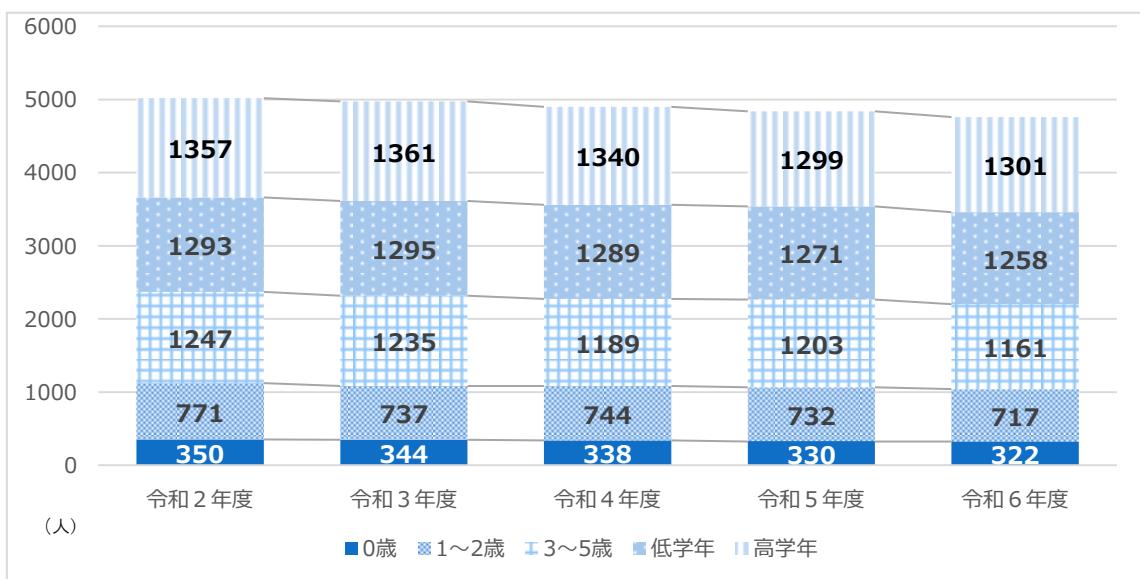
■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	対象事業	対象児童年齢
1	利用者支援事業	0歳～18歳未満
2	地域子育て支援拠点事業	0歳～5歳
3	妊婦健康診査事業	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	0か月～4か月
5	養育支援訪問事業	—
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	2歳～18歳未満
7	ファミリー・サポート・センター事業	小学校6年生まで
8	一時預かり事業	0歳～5歳
9	延長保育事業	0歳～5歳
10	病児・病後児保育事業	0歳～小学校3年生まで
11	放課後児童健全育成事業	小学生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0歳～5歳
13	多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	

(2) 将来児童数の推計

計画期間中（令和2年～令和6年）における将来児童数の推計を行いました。少子・高齢化が進み、那珂市の0～11歳の子ども人口の見通しとして、令和2年には5,018人（就学前児童2,368人、小学生2,650人）だったものが、令和6年には4,759人（就学前児童2,200人、小学生2,559人）と、減少することが見込まれます。

	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	350	344	338	330	322
1歳児	355	368	362	356	347
2歳児	416	369	382	376	370
3歳児	379	428	379	392	386
4歳児	424	380	428	380	393
5歳児	444	427	382	431	382
6歳児	404	448	431	386	435
7歳児	439	406	450	433	388
8歳児	450	441	408	452	435
9歳児	448	449	440	407	451
10歳児	463	450	451	442	409
11歳児	446	462	449	450	441
合計	5,018	4,972	4,900	4,835	4,759



※コーホート変化率法（過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により算出

2

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

那珂市では、「教育・保育提供区域」は市域とします。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）

（1）幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用によって確保をする対象としては、1号認定者となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもです。この1号認定者に加え、2号認定者的一部についても対象としています。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもがあたりますが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強いかたも同施設を利用するという考え方から対象となっています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	419	415	401	408	393
利用定員(幼稚園・認定こども園)(②)	545	545	545	545	545
過不足(②-①)	126	130	144	137	152

（2）保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等によって確保をする対象としては、2号認定者のうち、上記の幼児期の学校教育の希望が強いかたを除いたかたと3号認定者になります。3号認定とは、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもがあたります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3-5歳 保育の必要性あり 0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり
	保育利用	保育利用	保育利用	保育利用	保育利用
量の見込み(①)	618	454	620	448	609
利用定員(②) (保育所・認定こども園等)	647	440	647	470	647
過不足(②-①)	29	▲14	27	22	38
				25	25
				26	26
				28	28
				43	43
					30

〈今後の方向性〉

○量の確保

新規の認可保育所が承認され、令和2年度に量的に拡充する見込みですが、それでもなお、希望しても入所できない児童ができる見込みとなっております。待機児童の解消に向けて、地域型保育施設を取り入れるなど、0歳から2歳の利用定員の確保に努めます。

○質の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、質についても確保に努めなければなりません。幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置について検討していきます。

また、外国につながる児童の対応については関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

(1) 利用者支援事業

《事業の概要》

子育て家庭や妊産婦の母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制づくりを行う事業です。

- ・対象児童年齢…0歳から18歳未満

〈那珂市の現状〉

妊娠期から子育て期の相談支援は、健康推進課、こども課及び地域子育て支援センター等の関係機関が、必要に応じて情報共有しながら連携して行っています。

〈量の見込み・確保方策〉 単位：か所

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	1	1	1	1

〈今後の方向性〉

- 令和2年度に、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携しながら相談支援を実施していきます。



(2) 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

主に0歳からの子どもとその親が集い、交流しながら仲間づくりや情報交換ができる場所、親子が気軽に集まることができる場所を開設し、子育てについての情報の提供、相談、助言等を行う事業です。

- ・対象児童年齢…0歳～5歳児

〈那珂市の現状〉

地域子育て支援センター「つぼみ」と私立保育園にある2か所の地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。

〈利用実績〉 単位：組/年

※令和元年度は見込み

地域子育て支援センター	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
つぼみ	8,790	9,011	9,629	7,689	7,809	7,000
すくすくへる（ゆたか保育園）	2,145	2,145	2,357	1,974	2,166	2,148
ちいろば（瓜連保育園）	1,322	2,245	2,215	1,722	1,522	987
計	12,257	13,401	14,201	11,385	11,497	10,135

〈量の見込み・確保方策〉 単位：組/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(A)	10,282	9,915	9,924	9,741	9,530
提供量(B)	10,282	9,915	9,924	9,741	9,530
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- 量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。
- 親子のニーズ等を踏まえ、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

《事業の概要》

早産や低体重児等の早期予防のため、妊婦に対して医療機関で健康診査を受けやすい体制の整備を行い、安全な妊娠・出産を促します。

〈那珂市の現状〉

妊娠したかたに対し、健康推進課において、妊婦健康診査受診票14回分の交付を行い受診の勧奨を行うとともに、費用の助成を行っています。

〈利用実績〉回数/年

※令和元年度は見込み

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
4,958	4,541	4,615	4,761	4,263	4,223

〈量の見込み・確保方策〉回数/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量(A)	4,364	4,733	4,649	4,511	4,399
提供量(B)	4,364	4,733	4,649	4,511	4,399
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- 量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。
- 妊婦自身が、主体的に健康診査を受けられるよう、保健師等による交付を行い、保健指導の実施に努めています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の健康状態及び養育環境等の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

〈那珂市の現状〉

生後 2 か月頃に、健康推進課の保健師や助産師が家庭訪問を行い、母児の健康状態及び養育環境の確認を行っています。また、那珂市独自で作成した資料集（こどもファイル）を配布することで、今後健やかに育つために見通しを持った子育てのポイントが分かるよう、情報提供及び保健指導を行っています。

〈利用実績〉件/年

※令和元年度は見込み

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
380	384	410	381	351	339

〈量の見込み・確保方策〉件/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量(A)	312	338	332	322	314
提供量(B)	312	338	332	322	314
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- ニーズ量に対応できるサービス量を確保しており、現行の体制を維持します。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域支援ネットワーク機能強化事業 (その他、要保護児童等の支援に資する事業)

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。また、児童虐待の発生予防のために関係機関と連携した子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、必要に応じた対応を行っています。

〈那珂市の現状〉

那珂市では、養育支援訪問事業をこども課家庭児童相談室が主体となって実施しています。

〈利用実績〉 単位：人/年

※令和元年度は見込み

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
32	28	43	34	97	83

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量(A)	50	50	50	50	50
提供量(B)	50	50	50	50	50
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- 妊娠期から支援を必要とする人を把握し、タイムリーに養育支援訪問事業につなげます。
- 児童虐待防止のため、こども課家庭児童相談室が主となり、児童相談所・学校・民生委員・健康推進課等の更なる連携強化を図ります。
- ネットワーク関係機関の連携強化として、ケース記録や進行管理台帳の電子化が必要であることから、状況を踏まえ検討していきます。

(6) 子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者が病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

- 対象児童年齢…2歳～18歳未満

〈那珂市の現状〉

那珂市では、チルドレンズホームと若草園で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施しています。

〈利用実績〉 単位：人/年（日/年）

※令和元年度は見込み

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ショートステイ	0(0)	2(22)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
トワイライトステイ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人/年（日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ ニーズ量(A)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)
提供量(B)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)
過不足(B-A)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
トワイライトステイ ニーズ量(A)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
提供量(B)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
過不足(B-A)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

〈今後の方向性〉

- 量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。
- 夜間のみ児童をお預かりするトワイライトステイについては、ニーズ調査の結果利用希望がありませんでしたが、希望者がいれば利用できる体制を維持します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《事業の概要》

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

- 対象児童年齢…小学校 6 年生まで

〈那珂市の現状〉

那珂市社会福祉協議会において会員組織による「なかファミリー・サポート・センター」でサービスを実施しています。

〈利用実績〉 単位：人日/年

※令和元年度は見込み

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	418	265	314	268	218	233
依頼会員	187	190	194	190	195	199
提供会員	58	59	61	59	55	50
両方会員	5	5	5	5	4	4

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人日/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量(A)	230	226	223	218	213
提供量(B)	230	226	223	218	213
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- より周知を図り利用者が使いやすい事業となるよう努めます。
- 事業を周知し登録者の増加を図り、育児援助の提供量の確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

《事業の概要》

就労・通院・介護等の理由による保護者のニーズに応えるため、幼稚園等に在籍している園児を教育時間を超えて一時的に預かる事業です。

- 対象児童年齢…3歳～5歳

〈那珂市の現状〉

公立・私立幼稚園の各園で預かり保育を実施しています。

〈利用実績〉 単位：人日/年

※令和元年度は見込み

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
21,594	24,103	25,929	22,888	18,808	17,443

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人/年（日/年）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幼稚園 1 号	295	292	289	286	283
幼稚園 2 号	18,139	17,958	17,779	17,602	17,427
ニーズ量合計(A)	18,434	18,250	18,068	17,888	17,710
提供量(B)	18,434	18,250	18,068	17,888	17,710
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

○柔軟な保育ニーズの受け皿にもなることから、引き続き事業を推進していきます。

②一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

《事業の概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

- 対象児童年齢…0歳～5歳

〈那珂市の現状〉

那珂市の保育施設では、公立の菅谷保育所、私立のゆたか保育園、瓜連保育園、認定こども園大成学園幼稚園で一時預かりを実施しています。

〈利用実績〉 単位：人日/年

※令和元年度は見込み

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
2,179	2,327	2,012	1,544	1,128	1,015

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人/年（日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(A)	1,279	1,252	1,228	1,225	1,190
提供量(B)	1,279	1,252	1,228	1,225	1,190
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- 引き続き実施保育所の拡大や認可外保育所の利用なども含め対応していきます。

(9) 延長保育事業

《事業の概要》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所において引き続き保育を行う事業です。

- ・対象児童年齢…0歳～5歳

〈那珂市の現状〉

那珂市では、公立1か所、私立6か所の保育園、1か所の認定こども園で、延長保育を実施しています。

〈利用実績 延べ利用者数〉 単位：人日/年

※令和元年度は見込み

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
14,404	14,779	14,053	12,918	13,001	12,947

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(延べ利用者数)(A)	12,977	12,692	12,445	12,412	12,056
提供量(B)	12,977	12,692	12,445	12,412	12,056
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- ニーズ量に対応できるよう、引き続き現行の体制を維持します。

(10) 病児・病後児保育事業

《事業の概要》

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

- 対象児童年齢…0歳～小学校3年生まで

〈那珂市の現状〉

那珂市では、那珂キッズクリニック「しろやぎさんのポシェット」で病児保育を実施しています。

〈利用実績 延べ利用者数〉 単位：人日/年

※令和元年度は見込み

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
625	873	897	914	869	927

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(A)	918	898	881	880	855
提供量(B)	918	898	881	880	855
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- ニーズ量に対応できるよう、引き続き現行の体制を維持します。



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《事業の概要》

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に支援員の活動支援のもと適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

- ・対象児童…小学生

〈那珂市の現状〉

那珂市では、9か所の公立学童保育所と、6か所の民間学童保育所で実施しています。

〈利用実績〉 単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定員数（公立）	530	530	705	705	705
登録者数（公立）	469	534	586	567	551
登録者数（民間）	122	154	178	198	253

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人日/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 1 年	214	231	225	210	226
ニーズ量 2 年	209	199	216	210	195
ニーズ量 3 年	180	177	169	183	178
ニーズ量 4 年	110	110	108	103	112
ニーズ量 5 年	64	64	64	62	59
ニーズ量 6 年	28	28	28	28	27
ニーズ量 計(A)	805	809	810	796	797
公立・民間提供量(B)	958	958	958	958	958
過不足(B-A)	153	149	148	162	161

〈今後の方向性〉

現在、ニーズ量に対応できるサービス量を全体では確保しておりますが、地域によっては増加しており、定員数に迫る学童保育所もあります。今後、利用者に合わせた学童保育所のさらなる充実に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の全部もしくは一部を助成する事業です。

- ・対象児童…0歳～5歳

〈那珂市の現状〉

那珂市では、令和元年度から対象となる世帯に対して助成しています。

〈量の見込み・確保方策〉 単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(A)	5	5	5	5	5
提供量(B)	5	5	5	5	5
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- ニーズを踏まえ今後も実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

《事業の概要》

特定教育・保育施設等への民間事業者への参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

〈量の見込み・確保方策〉

- ニーズにあわせて検討します。

第5章

次世代育成支援の取り組み事業

第5章 次世代育成支援の取り組み事業

1 基本目標と体系

基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

1 子育ての不安や負担の解消	(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供
	(2) 子育て支援のネットワークづくり
	(3) 子育て費用の負担の軽減
2 子育てと仕事の両立支援	(1) 多様な保育サービスの充実
	(2) 子育てしやすい職場環境の充実
3 安心できる出産・育児	(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援
	(2) 子どもの健康づくりの推進
	(3) 食習慣・食育の推進

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

1 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 魅力ある子育て環境づくり
	(2) 子育て家庭の居住環境の整備
2 子どもの人権尊重	(1) 要保護児童対策の充実
	(2) ひとり親家庭等への支援
	(3) 障がい児施策の充実
3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実
4 子どもの未来への応援	子どもが希望を持って成長するための活動の充実

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

1 子育て推進体制の整備	男女がともに子育てに携わっていく社会づくり
2 児童の健全育成	(1) 地域との交流・体験活動の推進
	(2) 次世代の親の育成
	(3) 家庭や地域の教育力の向上
3 子どもの安全確保	(1) 子どもの交通安全を確保する活動の推進
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

2 次世代育成支援対策行動計画

基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

基本施策1 子育ての不安や負担の解消

具体的施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供

すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう、子育てを地域や家族で協力・支援し、みんなで支え合う仕組みをつくるとともに様々な子育て支援サービスの内容を充実させ提供を行い、保護者の育児の負担軽減を図ります。また、子育て支援や情報の周知も図り、利用及び参加を促進します。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	地域子育て支援センター	親子にとって出会いの場、つながりの場、支えの場となるようふれあう場所を提供し、育児不安や負担の解消を図れるよう活動しています。	公立 1か所 私立 2か所 各種行事参加組数（人数） 11,497組 (25,554人)	こども課
2	ふれあいの集い	乳幼児を持つ子育て中の保護者が、気軽に集い、語り合うことで、精神的な安らぎを感じながら、子育てできるよう支援します。	毎週金曜日の 9:30～11:30 開催 50組 801人	こども課 (菅谷保育所)
3	地域保育活動事業	地域に開かれた保育園を目指し、地域住民との交流、異年齢交流などを行います。	世代間交流 62人（7回） 保育所修了生交流 109人（6回） 中高生との交流 16人（5回）	こども課 (菅谷保育所)
4	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい市民（依頼会員）と子育ての援助を行いたい市民（提供会員）が登録し子育ての相互援助活動を行います。	依頼会員（子育て） 195人 提供会員 55人 両方会員 4人 登録会員数 266人 利用件数（育児援助） 218回	こども課 (社会福祉協議会)
5	子育てガイドブック	利用したいサービスの紹介や病気などの緊急時の連絡先など、役立つ情報を提供することで、育児不安や負担の解消を図ります。	妊娠届や出生届、転入届等で、手続きを行う保護者の方々全員に配布しています。こども課、地域子育て支援センター、健康推進課、図書館等で配布しました。	こども課
6	インターネットでの子育て支援情報の提供	行政サービスガイド「ママフレ」を那珂市の公式ホームページのトップページに掲載し、子育て情報を分かりやすく提供しています。	子育てに忙しい保護者の方々が必要な子育て情報をカテゴリー別に分類し、子育て情報を分かりやすく提供しました。 また、那珂市情報メール一斉配信サービスによる子育て支援に関する情報についても配信しました。	こども課 健康推進課
7	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、配置した専門職員が関係機関との連絡調整等を行います。	地域子育て支援センター、こども課家庭児童相談室、健康推進課、保育所などにおいて子育て等に関する情報提供や育児相談を行いました。	こども課 健康推進課

具体的施策(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域で活動している団体やボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	子育てサークルの育成・支援	子育てをする親子が、様々な活動をともにすることで、子どもや他の親子との交流が深まり、親の孤立感が解消されるよう支援を行います。	ホームページでの情報提供、那珂市内在住の子育て仲間への声かけなどにより、サークルグループを募り、活動を支援しました。(H30年度は2サークルが活動)	こども課 (地域子育て支援センター)
2	子育てボランティアの育成	子育てボランティアの育成と活動機会を提供します。	ボランティアを募り、講座等での活動機会を提供しました。(H30年度はボランティア講師4人)	こども課 (地域子育て支援センター)

具体的施策(3) 子育て費用の負担の軽減

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済支援、医療費や健診費用の助成を実施し、子育て費用の軽減を図ります。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	多子世帯の保育料の軽減	幼稚園（認定こども園）では年少から小学校3年生まで、保育所（認定こども園）では小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる場合、第2子を半額、第3子以降を無料にします。	多子世帯のさらなる軽減として、市単独事業としては、保育所等保育料の第1子の対象児を小学校3年生まで引き上げています。	学校教育課 こども課
2	小児医療福祉費（マル福）の助成	子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健康保持・増進が図られるよう医療費を助成します。	県所得制限額超過世帯については、市単独補助にて所得制限を撤廃しました。平成30年10月からは入院に係る医療費のみ高校生世代まで拡大し、平成31年4月からは外来まで拡大しました。 平成31年3月末時点 小児・県補助 (0～高校3年生迄※中学生・高校生は入院のみ) 7,496人 小児・市単独 (0歳～小学校6年生までの県所得制限額超過世帯及び中学校1年生～中学校3年生迄※中学生は外来のみ) 1,508人	こども課
3	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費	援助を必要とする世帯の教育費の軽減を図ります。	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費 小学校 215人（内要2） 中学校 120人（内要1） 特別支援教育就学奨励費 小学校 62人 中学校 25人	学校教育課

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
4	児童手当支給事業	児童手当の支給により、家庭における生活の安定と児童の健全育成を図ります。	対象者：中学校修了前までの子ども 支給額：3歳未満 一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円 (第3子以降は 15,000円) 中学生 一律 10,000円 ※所得制限が設けられており、所得制限限度額を超えた受給者に、特例給付として月額一律 5,000円を支給しました。 対象児童数：6,117人（H30年度末）	こども課
5	乳児健康診査の費用助成	医療機関に委託して行う、乳児健康診査の費用を助成します。（2回）	①乳児健康診査1回目（生後3か月頃使用） 交付数：372件、受診数：341人 ②乳児健康診査2回目（生後10か月頃使用） 交付数：390件、受診数：305人	健康推進課
6	妊産婦健康診査の費用助成	医療機関に委託して行う、妊産婦健康診査の費用助成を行います。（公費負担妊婦14回、産婦2回）	母子健康手帳交付時に、妊産婦健診受診券を交付し受診勧奨を行いました。 (妊婦健診 14回分の助成) 受診券交付総件数（延） 5,410件 (産婦健診 1回分の助成) ※H31より2回助成 受診券交付件数 410件	健康推進課

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、必要とされる保育の量の提供、多様な保育ニーズへの対応など、満足できる保育場所となるための取り組みや、地域における子育て支援体制の整備を進めます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	保育の充実	年々増え続ける保育需要に対応するため、民間活用による保育所整備を推進するとともに、保育内容や保育の質の向上を図ります。	公立(1施設)定員 175人 私立(6施設)定員 610人 計 785人 入所児童数合計 908人 ※H30.4.1現在 (認定こども園保育所部分含む)	こども課
2	低年齢児保育 (0~2歳)	希望の多い低年齢児の保育ができるよう、受入枠の拡大に努め、確保します。	0歳児 49人(申込 53人) 1歳児 145人(申込 161人) 2歳児 170人(申込 183人) 合 計 364人(申込 397人) ※H30.4.1現在	こども課
3	休日保育事業	休日に仕事をしている保護者のため、日曜日及び休日に保育所を開所します。	平成30年度実施なし	こども課 (保育所)
4	延長保育事業	通常保育時間を超えて保育を希望する保護者のため、保育時間を延長します。	公立 1か所 民間 6か所（認定こども園含む） 計 7保育園で実施	こども課
5	地域型保育事業	小規模保育事業、事業所内保育事業等で、0~2歳の児童を保育します。	平成30年度実施なし	こども課
6	一時預かり事業 (幼稚園型)	在園児を対象に、教育時間を超えて一時的に児園児を預かります。	公立 5か所 (H31.4.1より1か所に統合) 民間 3か所 (ナザレ幼稚園、さいせい幼稚園、認定こども園大成学園幼稚園《幼稚園部分》) 計 8か所で実施	学校教育課

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
7	一時預かり事業 (幼稚園型を除く。)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育します。	公立 2か所（保育所、地域子育て支援センター） 私立 3か所（瓜連保育園、ゆたか保育園、認定こども園大成学園幼稚園《保育所部分》） 計 5か所で実施	こども課 (保育所)
8	病児保育事業	児童が病気等により集団保育が困難な場合、当該児童を病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育します。	那珂キッズクリニック「しろやぎさんのポシェット」で病児保育を行いました。 利用者 869人	こども課
9	子育て短期支援事業	子どもの世話を家庭で行うことが一時的にできなくなった時に、短期間預かります。	委託契約事業者 2施設 (チルドレンズホーム・若草園) 短期入所利用者 … 実人数0人	こども課
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内小学校に在籍するまたは市内在住の小学生について、学校の授業終了後や長期休暇時等において、学童保育所で預かり、適切な遊びや生活指導を行い、児童の健全な育成を図ります。	公立では9か所、民間では5か所運営しています。ニーズに応じた定員を確保しています。	こども課

具体的施策(2) 子育てしやすい職場環境の充実

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務の軽減、託児所の設置など職場における子育てへの理解が必要です。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性や仕事優先の働き方の見直し、子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、住民や事業所に意識の啓発を行います。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進	仕事と生活の調和を図ることでできる職場環境となるよう、関係機関と連携します。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民に対する意識啓発を行いました。	市民協働課 こども課
2	再就職・再雇用における支援の強化	茨城就職支援センターの協力を得て、相談会を実施します。	ハローワーク水戸の協力を得て、「マザーズコーナー就職応援セミナー」「那珂市就職説明会・面接会」を実施。 セミナー（20代～40代）11人出席 説明会・面接会（20代～60代）17人出席	商工観光課
3	いい那珂暮らし促進事業	テレワーク・サテライトオフィスの誘致を促進し、職場環境の充実を図ります。	テレワーク・サテライトオフィスの誘致について、関係部署と協議してきました。	政策企画課 商工観光課

基本施策3 安心できる出産・育児

具体的施策(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援

安全で安心な妊娠・出産に関しての正しい知識の普及を図るとともに、健診や医療を受けやすい体制づくりに努めます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導の実施	妊娠期からの母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付し、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るために情報提供します。	すべての妊婦に対し、保健師または管理栄養士が保健師が保健指導を行いました。 交付件数 351 件 保健指導数 351 件（保健指導率 100%）	健康推進課
2	妊婦健康教育の実施	母子の健康管理のため、妊娠・出産に関する講話をを行うとともに、安心して出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を提供します。	妊婦やその夫に対し、胎児の健やかな成長を促すための妊娠中の健康管理や、赤ちゃんを迎える準備について、ママパパ教室を実施しました。 ママパパ教室開催数 20 回 ママパパ教室実参加者数 51 人 ママパパ教室参加率 14.5%	健康推進課
3	妊産婦医療福祉費（マル福）の助成	妊産婦の健康保持・増進が図られるよう医療費の助成を行います。	県所得制限額超過世帯について、市単独補助にて所得制限を撤廃し、市単独補助にて助成。 妊産婦・県補助 261 人 妊産婦・市単独 2 人	健康推進課
4	不妊治療の助成	経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費の一部を助成します。	健康推進課窓口にて、不妊治療助成の申請を受付し、治療費の一部を助成しました。 助成件数（実件数/延件数） 38 件/57 件	健康推進課
5	産後ケアの実施	産後の母子の心身のケアや育児に関するサポートを、関係機関と連携して実施します。	令和元年度より実施。 関係施設と連携し、実施していきます。	健康推進課

具体的施策(2) 子どもの健康づくりの推進

子どもが育つ環境を整えることの大切さを親と共有し、子どもの健全な発育と発達を関係機関が連携し支援します。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	乳幼児訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業	子育て不安の軽減と子どもの健やかな成長の促進を図るため、家庭訪問により、乳幼児の成長発達及び保護者の養育状況の確認を行います	妊産婦・乳幼児の健康状況及び保護者の養育状況の確認を行い、家庭保育における保健指導と今後の子育てにおける支援サービスの情報提供に努めました。 訪問数（実人数/延人数） 妊産婦：355 人/422 人 新生児：3 人/5 人 乳 児：312 人/363 人 低出生体重児：40 人/42 人 幼 児：20 人/44 人	健康推進課

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
2	幼児健康診査の実施	子どもの健やかな成長の促進と子育て不安の軽減を図るため、1歳6か月及び3歳児健康診査を実施します。	<p>受診率の向上を図るため、各健康診査の周知・受診勧奨に努めました。また、成長発達の確認を保護者と行い、さらに成長を促すための保健指導の充実に努めました。支援の必要なケースについては、地区保健師が健診後に関係支援機関につなげられるよう努めました。</p> <p>【健康診査】</p> <p>(1) 1歳6か月児健康診査 対象数：412人、受診数：387人(受診率93.9%)</p> <p>(2) 3歳児健康診査 対象数：429人、受診数：403人(受診率93.9%)</p>	健康推進課
3	乳児健康相談の実施	発達段階に応じ保健・栄養・歯科・子育てに関する相談を実施します。	<p>4か月児： 来所者数299人(来所率81.9%) 7か月児： 来所者数313人(来所率84.1%) 12か月児： 来所者数310人(来所率80.5%) 個別フォロ一児： 来所者96人(希望者)</p>	健康推進課
4	子どもの感染症予防対策	乳幼児、児童の接種率向上のため、母子保健事業や関係機関に働きかけ、接種勧奨、啓発活動を行います。	<p>1 安全で受けやすい予防接種体制を整えるとともに、接種率向上のため啓発を行いました。 ・母子保健事業で接種方法の指導、接種状況の確認、接種勧奨等を実施。</p> <p>・市内幼稚園・保育所入園時や年長時に予防接種の関するチラシの配布や就学時健診での接種勧奨等を実施。</p> <p>2 市独自の予防接種費用の助成として、おたふくかぜ、小児インフルエンザ及び先天性風疹症候群予防のため大人の風しん予防接種の費用助成を実施しました。 令和元年度から新たに、ロタウイルスの接種費用の助成を実施します。</p> <p>3 感染症予防活動の推進に努めました。 ・集団施設（市内保育所、幼稚園、小中学校）への消毒液の配布及び指導を行いました。</p>	健康推進課
5	「健康増進計画」の推進	関係機関の連携強化に努め、健康増進計画の推進を図ります。	関係機関が母子保健及び子育て支援事業を実施し、関係機関の連携強化に努めました。 平成30年度からは健康増進計画に基づき、関係機関と連携し、ライフステージに応じた健康づくりの推進に取り組みました。	健康推進課
6	新生児聴覚検査費用の助成	新生児の聴覚検査に係る費用を助成します。	計画期間中の実施について検討します。	健康推進課

具体的施策(3) 食習慣・食育の推進

良い食習慣を身に付けるための食育は栄養という面だけでなく、生活習慣、親子関係などにも波及するため重要性が見直されています。子どもの健やかな心身を育むために、子どもに食の大切さを教え、良い食習慣を身に付けるよう、地域ぐるみで食育を推進していきます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況 (平成30年度)	担当課
1	地産地消の食育の推進	生産者と消費者の食に関する共通理解と連携を図るとともに、地場産物の学校給食への供給拡大や、地域食体験の機会提供などの地産地消の取り組みを活かし食に対する関心や理解を深めます。	給食センター：学校給食週間における郷土料理の提供、給食だよりの発行、市内産青果物及び米飯用精米を使用し提供しました。 農政課：いもほり体験や親子クッキング講座などの体験型イベントを通して、土に触れったり、那珂市産の米igelや野菜のおいしさを味わい肌で感じたりすることができる機会を創設しました。 中央公民館：食育啓発及び地場食材を使った食の教室を実施しました。 健康推進課：食生活改善推進員の活動を通して、地場農産物を使用した健康的な料理の普及に努めました。	健康推進課 農政課 学校教育課 生涯学習課
2	保育所・幼稚園・小中学校の食育の推進	子どもたちに食の大切さを認識してもらう学習を推進します。	保育所：野菜等を子どもたちが保育士とともに栽培、収穫、調理することで自然との関わりや食への関心を高めるとともに、毎月のお便りや活動内容をホームページに掲載することで、家庭内での関心も高められるように努めました。 幼稚園：自分たちで育てた野菜を家庭で調理して食べる活動を通して、手作りを基本とした食の大切さを学ぶとともに、食に対する意識を深めました。 小中学校：栄養教諭による食育の実施と農作業体験を通じた食育を進めました。	こども課 健康推進課 学校教育課
3	家族と食卓を囲む運動の推進	家族で食卓を囲む機会を増やすため、妊娠中からライフステージに応じて、基本的な生活習慣を育成するための取り組みを行います。	給食センター：学級活動、給食指導及び家庭科の時間を中心に、家庭教育学級活動全体の中で推進しました。食育年間指導計画に基づく指導や栄養教諭や管理栄養士による食に関する指導、給食だよりの発行、月別献立表の配布をしました。 幼稚園：食べ物の働きを知り食べ物に関心を持つとともに家族や友達と一緒に食べることの楽しさや喜びを十分に味わい、お弁当の時間には食事のマナー指導を実施しました。 健康推進課：母親学級や乳幼児健診等において栄養指導や生活習慣を整える保健指導を実施しました。	学校教育課 健康推進課
4	地域の行事食や伝統料理の継承	地場食材の周知など地域の食文化の普及と学校給食へ行事食などの献立を取り入れ、食文化への理解を深めます。	給食センター：各月における行事食及び学校給食週間ににおける郷土料理の提供。給食だよりの発行。市内産青果物及び米飯用精米を使用し提供しました。 中央公民館：食育啓発及び地場食材を使った食の教室を実施しました。 農政課：地域に息づくほしいも文化の継承を図るために、ほしいものブランド化など地場食材の周知を推進しました。また、学校給食においては米粉パンを提供するなどコメの消費拡大と米食文化の継承を図りました。 健康推進課：食生活改善推進員の活動を通して、地場農産物を使用した健康的な料理の普及に努めました。	健康推進課 農政課 学校教育課 生涯学習課

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

基本施策1 子育てを支援する生活環境の整備

具体的施策(1) 魅力ある子育て環境づくり

子どもたちが自然に触れ、遊び、体を動かす場所を確保するため、安全で利用しやすい公園であるよう、今後も整備及び維持管理を進めます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	公園事業	子どもの遊ぶ場所を確保するため、適正な維持管理をし、公園の整備を行います。	市内の公園数 89か所	都市計画課 商工観光課

具体的施策(2) 子育て家庭の居住環境の整備

安全に安心して生活できる快適なまちづくりのため、子どもや妊婦に配慮したユニバーサルデザインによる公共施設や生活や基盤づくりに努めます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	地区街づくり事業	菅谷地区を中心としたまちづくり事業について、事業の推進に努めます。また、安心して快適な生活を送るため、ユニバーサルデザインによる公共施設や生活基盤づくりをしていきます。	上菅谷駅前地区土地区画整理事業 完了 菅谷地区まちづくり事業 完了 下菅谷地区まちづくり事業 実施中	都市計画課
2	いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業	市内に新しい住宅を取得する子育て世帯に費用の一部を助成することで定住促進を図ります。	助成件数 148件 うち転入 61件 転居 87件	政策企画課

基本施策2 子どもの人権尊重

具体的施策(1) 要保護児童対策の充実

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てのあらゆる問題を当事者だけで抱え込むケースが増えています。地域、民生委員、学校、医療、行政などが連携し子育てに悩む親をサポートする必要があります。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	家庭児童相談室の充実	要保護児童を適切に支援・保護するため、相談体制を充実させます。	家庭相談員兼母子・父子自立支援員、ケースワーカーを配置しています。 相談件数 152件 (虐待 53件 虐待以外 99件)	こども課 (家庭児童相談室)
2	教育相談室の充実	学校や家庭、地域社会の中で起こる教育上の問題について、教育相談員が、保護者や児童や生徒からの相談に応じます。	小学校 583件 中学校 790件 その他 150件 相談件数 1,523件	学校教育課
3	養育支援訪問事業	特に養育支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育支援の実施を確保します。	地区担当保健師と家庭児童相談室の家庭相談員とで養育支援が必要と思われる家庭を訪問、抱えている問題の軽減を図りました。 (97人)	こども課 (家庭児童相談室)
4	要保護児童対策 地域協議会の連携強化	実務担当者との協議を頻繁に行うなど、地域協議会の連携を強化し、要保護児童を支援します。	代表者会議 1回開催 実務者会議 30回開催(児童相談所・保健師との月例会) 個別会議 5回(7ケース)	こども課 (家庭児童相談室)
5	子どもを守る 地域ネットワーク事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童虐待の発生予防に努めます。	現在、こども課家庭児童相談室が主となり、要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回、実務者会議を毎月、必要に応じた個別会議を随時行いました。	こども課 (家庭児童相談室)
6	人権教育の推進	自他を大切にする人権尊重の精神を培うため、推進します。	市内小学校(9校)の小学3~4年生と中学校(5校)の1年生を対象に、人権教室を行いました。 14回開催(5~6月)	秘書広聴課 (市民相談室)
7	適応指導教室 「ひまわり教室」	不登校の児童・生徒の社会的な自立を目指し、カウンセラーによる相談・指導を実施します。	在籍数 15人	学校教育課

具体的施策（2）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、離婚の増加等により年々増える傾向にあります。母子家庭の場合は経済的な不安、父子家庭は家事や育児に不慣れであるがための問題を抱えているケースが目立ちます。ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていくよう、相談業務と経済的支援の強化を図ります。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	母子（父子）自立支援事業の充実	ひとりでも多くの母子（父子）が自立できるよう相談・支援します。	相談回数 1,599回	こども課 (家庭児童相談室)
2	児童養護施設児童援護事業	児童養護施設に入所している児童の健全育成を図るため、施設に援護費を支給します。	若草園 35人 チルドレンズホーム 31人 計 66人	こども課
3	ひとり親家庭医療福祉費（マル福）の助成	ひとり親家庭の親子の医療の機会を確保し、経済的な負担を軽減するため医療費を助成します。	母子家庭の母及び子 計 788人 父子家庭の父及び子 計 121人 合 計 計 909人	こども課
4	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉増進を図ります。	手当受給者数 392人 (H31.3.31現在) 母子世帯 356人 父子世帯 35人 その他 1人	こども課
5	遺児学資金支給事業	遺児の就学上の不安を解消するため、学資金を支給します。	支給延人数 延 462人(月平均 38.5人)	こども課
6	母子寡婦福祉資金の貸付	配偶者のいない女性で20歳未満の児童を扶養しているかたに就職支度金、生活資金、児童の修学資金等の貸付相談を行います。	母子寡婦福祉資金貸付 1人 (大学進学のための修学資金 1件)	こども課 (家庭児童相談室)
7	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業	母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就職に有利で生活の安定につながる資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に、給付金を支給します。	受給者 2人 (准看護師 1人) (栄養士 1人)	こども課 (家庭児童相談室)



具体的施策（3） 障がい児施策の充実

障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の日常生活を総合的に支援するため計画的な整備を進めます。障がいのある児童が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進していきます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	発達障がい児等の早期発見・支援体制づくり	発達が気になる子ども、子育てに不安を抱えている保護者や子に関わる施設職員等の相談窓口として、発達支援や療育支援を行っていきます。保健、福祉、医療及び教育の各関係機関をつなぐセンターとして、総合的な連携を図ります。	こども発達相談センターの開設 相談、療育実人数 276人 初回相談利用件数 112件 発達支援相談利用延件数 14件 個別相談利用延件数（心理士、ST）230件 発達検査実施件数 159件 <療育状況> 延人数 2,649人 ポーテージ相談延人数 286人 作業療法人数 105人 にこにこ教室利用延人数 720人 おひさま教室利用延人数 1,538人 巡回発達相談施設訪問延回数 129回 (14施設) 子育て講座「ペアトレ」延参加人数 17人	こども課 (こども発達相談センター)
2	障がい児教育の充実	障がい児の受け入れ態勢の充実を図るとともに、児童に対する適切な補助・介助を行い、自立を促します。	非常勤指導員数 幼稚園 9人 小学校 22人 中学校 3人	学校教育課
3	情緒障がい等通級指導教室	情緒障がい児等を受け入れ、適切な支援・指導を行い、社会性を高めます。	自校通級 27人 他校通級 7人	学校教育課
4	障がい福祉サービスの充実	障害者総合支援法による、自立支援給付、地域生活支援事業や自立支援医療などのサービス給付を実施します。	障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）延べ 1,789人 地域生活支援事業（移動支援事業） 0人 (延べ 0時間) 地域生活支援事業（日中一時支援事業）76人 (延べ 3,053日)	社会福祉課
5	重度心身障害者（児）医療福祉費（マル福）の助成	重度心身障害者（児）の健康保持・増進を図るため、医療費の全額助成を行います。	重度心身障害者 415人(80,062千円) うち障害児 61人	こども課 社会福祉課
6	障がい児諸手当の充実	障がい児を養育する家庭の経済的な負担を軽減するため、在宅心身障害児福祉手当等を支給します。	特別児童扶養手当 1級（月額 51,700円） 52人 2級（月額 34,430円） 48人 在宅心身障害児福祉手当 月額 3,000円 77人 (2,658千円) 障害児福祉手当 月額 14,580円 26人 (4,831千円)	社会福祉課

基本施策3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築

具体的施策（1） 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

子どもたちが生涯を通し、社会生活や生活環境の変化に対応することができるよう、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの教育に重点を置き、他者と協働するためのコミュニケーション能力を育みながら、一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指します。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	社会的自立に向けてたくましく生き抜く児童生徒の育成	学習指導要領及び市教育プランを踏まえて学校教育基本方針を策定し、本市で育てていく子どもの姿の実現を目指します。	学校教育課指導室において各学校に対して計画訪問を実施し、本市の教育目標に沿った指導内容となるよう確認と助言を行いました。 (H30 年度：小中学校 14 回、公立幼稚園 5 回)	学校教育課
2	幼児教育の推進	幼稚園要領及び保育所保育指針に基づき、5歳児修了時の育ちの姿の実現を目指します。	市立幼稚園 5 園を統合し、平成 31 年度に「市立ひまわり幼稚園」を開園するにあたり、幼稚園要領を踏まえ新たな教育方針を制定しました。 保育所等において保育所保育指針に即して保育を実施するとともに、特に 3 歳児以上については、幼稚園教育要領とも整合を図り、教育的機能の役割を担いました。	こども課 学校教育課
3	保幼小中連携の推進	幼児教育と小・中学校教育の円滑な接続を図るために、関係機関で協議会を設置し連携の強化を図ります。	就学への円滑な接続を目的に、市内幼児教育施設（公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園）及び小学校教員の合同研修会を 3 回開催しました。 県主催の接続研修へ市内幼児教育施設職員及び小学校教職員が参加しました。 ・令和元年度の協議会設立に向けて学校教育課指導室を中心に研究協議を進めました。	こども課 学校教育課 生涯学習課
4	小中一貫教育の推進	義務教育 9 年間を見通した系統的な教育の場において、小小交流・小中交流を通して豊かな心と生きる力の育成を推進します。	「市小中一貫教育の日（11 月第 2 土曜日）」に、5 つの学園（青遙・わかすぎ・ばら野・緑桜・白鳥）において特色ある交流活動を実施しました。 「市小中一貫教育発表会（2 月）」において、年間を通じた交流の様子や成果について各学園の児童生徒が協力して発表を行いました。	学校教育課
5	ブックスタート事業	保護者に絵本の読み聞かせの習慣づけを進めることにより、親子のふれあいを推進します。	ボランティア登録人数 15 人 (1 回あたり 8 人体制で行う) 年間対象数：364 人 年間参加数：308 人	生涯学習課 (図書館)
6	子どもの読書活動の推進	子どもの豊かな心を育むため、読書活動を推進します。	「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の実施。朝読（朝 10 分間の読書の実施） 小学生 50 冊以上 1,297 人 中学生 30 冊以上 486 人	学校教育課
7	市民読書活動の推進	青少年の豊かな心を育むため、読書活動を推進します。	ブックスタート事業を通して小さいうちから本に親しませています。児童の保護者へのお話し会を PR し、紙芝居や大型絵本の所蔵リストを図書館ホームページに掲載するなど、青少年の健全育成に有益な図書を推奨しました。	生涯学習課 (図書館)

基本施策4 子どもの未来への応援

具体的施策（1） 子どもが希望を持って成長するための活動の充実

子どもの家庭の状況にかかわらず、今後社会の担い手となる子どもたちが未来に希望をもって成長できるような活動や支援の充実を目指します。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	子どもの学習支援事業	生活に困窮する世帯の生徒に対し、学びの機会や居場所を提供します。	要保護・準要保護の中学生を対象に、学習支援や居場所を提供しました。	社会福祉課
2	寺子屋活動・こども食堂活動事業	地域のコミュニティを活かしながら学習支援をするとともに、子どもたちと交流できるような子どもの居場所づくりを推進します。	事業内容について、検討しました。	社会福祉課 こども課 生涯学習課



基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

基本施策1 子育て推進体制の整備

具体的施策（1）男女がともに子育てに携わっていく社会づくり

男女の性別による固定的役割分担意識を無くし、男女がともに子育てに参加できるよう男女共同参画を推進します。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	男女共同参画プランの推進	男（ひと）と女（ひと）がともに輝けるまちづくりを推進し、男女共同参画の意識の高揚を図ります。	第2次那珂市男女共同参画プラン（平成30年度～令和9年度）の前期実施計画（平成30年度～令和4年度）に基づき計画の推進を行いました。	市民協働課
2	親子で参加できるイベントの開催	親子参加型のイベント「子育てフェスタ」を土曜日に実施し、男女がともに参加しやすいイベントを開催することで、男性の育児参加の促進を図ります。	地域子育て支援センター「つばみ」で10月に子育てフェスタを開催しました。 <来場者数>522名 173組（子ども285人 大人237人）	こども課

基本施策2 児童の健全育成

具体的施策（1）地域との交流・体験活動の推進

地域のつながりの希薄化が進み、かつてはご近所や祖父母等が果たしていた子育てに関する役割が少なくなり、知識や経験の継承がされにくくなっています。

次世代を担う子どもたちが、地域や学校で健やかに成長していくため、社会全体で子育てをサポートする体制を目指します。

子どもが様々な体験学習や遊びを通して、体力の向上や社会性を養うため、各種の交流・体験活動を支援します。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	スポーツ教室開設事業	小さい時から、日常生活の中でスポーツに親しみ、体力の向上を図り、健康で明るい生活が送れるよう、生涯スポーツを推進します。	水泳教室： 16教室 861人 ジュニアテニス教室： 1教室 60人	生涯学習課 (スポーツ推進室)
2	スポーツ少年団交流事業	活動を通してスポーツに親しみ、心身の鍛錬ができるよう交流事業を行います。	登録人数 561人 ドッジビー親善大会 6団 15チーム 169人 横手市スポーツ交流事業 ミニバスケットボール スポーツ少年団2団 55人参加（横手市に訪問）	生涯学習課 (スポーツ推進室)

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
3	公民館各種体験活動	多くの体験活動等を提供します。	一日体験教室 茨城をたべよう 22人 ミュージック・ケア 23人 なかハカセの核融合教室 17人	生涯学習課 (中央公民館)
4	ふるさと教室開設事業	学校や学年の違う友達との交流を通して、社会性を養い活力ある青少年の育成に努めます。	小学生を対象に、ふるさとの歴史、自然とのふれあい、食育の大切さなどの体験学習を実施しました。 (ふるさと教室：3教室 115人参加) (なかっこ・キッズクラブ 1教室 35人参加) (のびのび親子教室：1教室 20組参加)	生涯学習課
5	優良子ども会の表彰	子ども会活動に熱心に取り組んでいる子ども会を表彰し、活性化を図ります。	優良子ども会表彰：9団体	生涯学習課

具体的施策（2） 次世代の親の育成

次世代の親となる中・高校生に対して健全な心を育成し、豊かな人格形成を促し、将来の自立のための支援を行います。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	中学・高校生とのふれあい(体験学習)	幼児とふれあうことにより、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会となるため、体験学習を推進します。	幼稚園や保育所と連携を図り、中学生の体験学習を実施しました。	学校教育課
2	ライフデザイン形成支援事業	ライフデザインの構築を支援する事業をおこなうことで、キャリア、結婚、妊娠・出産、子育て等に対する機運を醸成します。	市内の8年生（中学2年生）486人を対象に、授業を行いました。	政策企画課

具体的施策（3） 家庭や地域の教育力の向上

核家族化と地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭の大切さを今一度見つめ直し、学校での教育ばかりではなく、家庭や地域での教育力を高めるため、学習会や講演会などの機会を提供し支援していきます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	家庭教育学級合同学習会の開催	親子のふれあいを重視した学習内容とし、健全な家庭教育の一助となる場の提供に努めます。	市立保育所、幼稚園、小・中学校毎に家庭教育学級を開設し、各学級において家庭での子どもに関わる様々な問題を計画的に学習しました。 併せて年3回合同学習会を開催し講演会を実施しました。（20学級 3,044人）	生涯学習課
2	「親が変われば、子どもも変わる」運動の推進	子育てについて考える契機となるよう、大会の開催に努めます。	第1部 子育て体験発表 5人 第2部 講演「現代の子どもの理解と対応の手掛けり」 講師：青少年心理アドバイザー 金澤浩一郎氏 178人参加	生涯学習課

基本施策3 子どもの安全確保

具体的施策（1） 子どもの交通安全を確保する活動の推進

通学時の安全確保と交通安全に対する知識を子どもたちに理解させ、自ら身を守る意識を育むとともに、少しでも交通事故が減るように道路交通環境を整備していきます。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	交通安全推進事業	児童・生徒の通学時の安全確保と交通安全に対する法令など、知識や意識の高揚を図り、交通事故を未然に防止します。	交通安全教室を実施しました。 小学校・中学校 19回開催（2,871人参加）	防災課
2	通学路交通安全プログラムの実施	関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう安全確保を図ります。	「那珂市通学路交通安全プログラム」を策定し、那珂市通学路安全対策推進会議を開催することにより、関係機関と必要な安全対策を協議しました。	学校教育課

具体的施策（2） 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

地域のつながりの希薄化が進み、地域が子どもを守る力が低下してきています。犯罪に遭わない・犯罪を起こさない環境を整備するため、地域ぐるみでの防犯活動を支援し、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを推進します。

具体的施策名		内 容	実 施 状 況（平成30年度）	担当課
1	あいさつ声かけ運動	子育てを地域全体が支えるまちづくりを目指し、地域住民や各種事業所等に働きかけながら推進します。	のぼり旗の設置及び安全指導を行い、あいさつ声かけ、啓発用ティッシュ作成配布等実施しました。	生涯学習課
2	防犯灯設置補助事業	児童・生徒を犯罪から守るため、各地区で設置・管理する防犯灯に対し、補助金を交付します。	78か所増設 合計設置数 3,281か所 (各自治会確認数)	防災課
3	こどもを守る110番の家の普及推進	子どもを犯罪から守るため、緊急避難場所の設置を支援します。	緊急避難場所を設置し、地域で子どもを守るために、広報を通して普及の推進を行いました。	学校教育課
4	青少年のためのパトロールの充実	パトロールを強化し、青少年の非行防止に努めます。	各地区的実情に合わせ年間15回実施しました。巡回活動及び情報交換を行いました。	生涯学習課
5	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を推進します。	市内スーパー・マーケット(3店舗)の店頭において、啓発活動(チラシ配布)を行いました。 (強化月間にになっている7月に実施しました。)	秘書広聴課 (市民相談室)
6	青少年健全育成のための懇談会	青少年健全育成のため、関係諸団体の活動と連携づくりに努めます。	青少年相談員、小・中・高等学校の生徒指導担当者、商店主及び関係諸団体代表者が一堂に会し、懇談を通して把握している課題等を共有しました。(年1回開催)	生涯学習課

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民の周知に努めます。また、保育・教育事業に対する市民ニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。

このため、関係課、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げます。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況を確認・評価していきます。また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図ります。



第7章

資料編

第7章 資料編

1 那珂市子ども・子育て会議条例

平成25年12月24日

条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、那珂市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりそれぞれ定め、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

平成25年8月9日
那珂市訓令第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく、那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査等を行うため、那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定方針
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委員及び任期)

第3条 委員は、別表に定めるものの中から、市長が任命する。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱し、又は任命することができる。
- 3 委員の任期は、平成35年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、ワーキング委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

課名等	グループ名等
政策企画課	政策企画グループ
市民協働課	市民活動グループ
防災課	防災グループ
社会福祉課	障がい者支援グループ
菅谷保育所	保育士
地域子育て支援センター	保育士
こども発達相談センター	こども発達相談グループ
健康推進課	母子保健グループ
商工観光課	商工観光グループ
都市計画課	都市計画グループ
学校教育課	学務・施設グループ
ひまわり幼稚園	幼稚園教諭
生涯学習課	社会教育グループ
社会福祉協議会	地域福祉グループ

3 子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

(任期 平成29年4月1日～令和2年3月31日)

NO	氏名	所属団体名等	役職
1	横須賀 徹	法政大学大学院 兼任講師	会長
2	加藤 譲	那珂市連合民生委員 儿童委員協議会 会長	副会長
3	飛田 美智子	那珂市民生委員児童母子副委員長	
4	平野 道代	那珂市まちづくり協議会 会長	
5	木村 久美子	認定こども園大成学園 幼稚園園長	
6	山田 日出美	ゆたか保育園 園長	
7	萩谷 美登里	那珂市商工会女性部	
8	中道 香織	茨城女子短期大学 卒業生	
9	山田 満彦	市民代表	
10	秋葉 悅子	那珂市校長会会长 (瓜連小学校校長)	
11	宇佐美 宏美	那珂市PTA連絡協議会	
12	大海 亜由美	ひまわり幼稚園 PTA会長	
13	櫻井 敏子	子育て支援サークル代表	
14	川田 俊昭	那珂市保健福祉部長	
15	高橋 秀貴	那珂市教育委員会教育部長	

4 子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	役職
1	政策企画課	政策企画 G 主幹	秋山 久美子	
2	市民協働課	市民活動 G 主幹	益子 隆明	
3	防災課	防災 G 係長	萩野谷 貴之	
4	菅谷保育所	所長補佐	武藤 智子	
5	地域子育て支援センター	課長補佐	皆川 光子	
6	こども発達相談センター	発達相談 G 係長	若山 ちづる	
7	社会福祉課	障がい者支援 G 長	秋山 洋一	委員長
8	健康推進課	母子保健 G 技査	村山 若葉	
9	商工観光課	商工観光 G 係長	寺門 賢一	
10	都市計画課	都市計画 G 長	水野 泰男	
11	学校教育課	学務・施設 G 長	寺門 珠美	
12	ひまわり幼稚園	主任教諭	上金 智子	
13	生涯学習課	社会教育 G 長	梅原 雅美	副委員長
14	社会福祉協議会	地域福祉 G 係長	菊池 義憲	

5 策定経過

日時	ワーキング委員会	子ども・子育て会議
令和元年 6月 28 日		<ul style="list-style-type: none"> ・第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画の概要について ・今後のスケジュールについて ・ニーズ調査の結果について
令和元年 7月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画の概要について ・今後のスケジュールについて ・ニーズ調査の結果について 	
令和元年 7月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の点検・評価について 	
令和元年 8月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の調査・検討について ・骨子案の検討・作成について 	
令和元年 9月 20 日		<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案について ・現計画の点検・評価について
令和元年 10月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について 	
令和元年 11月 18 日		<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和2年1月 10 日～令和 2 年 1 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 	
令和 2 年 2月 7 日		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントにおける意見等について

6 用語集

あ行

預かり保育	幼稚園等において、教育課程に係る教育時間前後に保育を希望する者を対象に行う事業。地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業(幼稚園型)にあたる。
M字カーブ	女性の就業率について、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向。

か行

学童保育所(放課後児童クラブ)	日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業を行う場。
家庭的保育	保育士などの資格をもつ者や、所定の研修を受講し保育士と同等以上の知識、技術をもつと認められる者(家庭的保育者)が、その者の居宅またはその他の場所で保育を行う事業。
教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園の総称。
教育・保育提供区域	子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
居宅訪問型事業	原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。
合計特殊出生率	15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当。(たとえば、合計特殊出生率が 1.5 であれば、15~49 歳の女性が生涯で 1.5 人の子どもを産む状況)
子育て安心プラン	待機児童を解消するために必要な予算を確保した上で、令和2年度末までに待機児童を解消するとともに、令和4年度末までの5年間で 25~44 歳の女性の就業率 80%に対応できる受け皿を整備するプラン。
子育て世代包括支援センター	妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、関係機関との連絡調整を行い、健康の保持及び増進に関する包括的な支援をする。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で定める合議制の機関。(設置は努力義務)
子ども・子育て関連 3 法	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援新制度について規定している。

子ども・子育て支援新制度	平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこととで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度。
コーホート変化率法	過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正9年から5年毎に 10 月1日を基準日に実施する最も基本的な統計調査。

さ行	
サテライトオフィス	企業などの本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィスのこと。本社の「サテライト=衛星」のように存在することから命名。
産後ケア	産後の母子の心身のケアや育児に関するサポートをする事業。
事業所内保育	企業などが、原則として0歳から2歳児の乳幼児を対象とし、企業に勤める従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを企業内の施設において保育を行う事業。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 15 年7月に成立し、平成 17 年4月から平成 27 年3月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を令和 7 年3月 31 日まで 10 年間延長された。
児童虐待	保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うこと。
児童手当	家庭生活の安定と子どもの健全育成及び資質の向上を目的に、中学校修了前の児童を養育している家庭に支給される。
児童扶養手当	父母の離婚などにより父または母の一方からしか養育を受けられない、ひとり親家庭などの児童を養育する養育者に支給される。
小規模保育	0歳から2歳児の乳幼児を対象に、利用定員6人以上 19 人以下で保育を行う事業。小規模保育は、基準によりA型・B型・C型の3種類に分かれている。 ・A型：保育所分園やミニ保育所に近い形態 ・B型：A型とC型の中間の形態 ・C型：家庭的保育に近い形態

新・放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するもの。 (平成30年9月14日公表)
---------------	---

た行

男女共同参画	すべての男女が互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく互いの個性と能力を発揮し、対等な関係であらゆる分野の活動に参画すること。
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいう。市町村が認可を行う。
地域子育て支援センター	就学前児童を対象に、無料開放されている遊び場。保護者の相談や交流の場としての機能も持つ。
地域子ども・子育て支援事業	教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業。子ども・子育て支援法により13事業が定められている。
テレワーク	「tele=離れたところ」と「work=働く」をあわせた造語であり、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。

な行

ニッポン一億総活躍プラン	少子高齢化に対し、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目指すもの。(平成28年6月2日閣議決定)
認可外保育所	保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設。
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。

は行

保育所	保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもを通所させて、放課後や学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業。

や行

幼児教育・保育の無償化	令和元年10月1日より導入された3~5歳児クラス及び0~2歳児クラス(住民税非課税世帯に限る。)の幼稚園・保育所等の利用料等が無償となる国の制度。
幼稚園	学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設。

ら行

療育	「治療」と「教育」の造語であり、どのような障がいや程度であっても、その障がいと共に存しながら、障がいを乗り越えて自立した生活を営めるよう支援すること。
量の見込み	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、「どのくらいの需要があるのか」というニーズの量をアンケート調査や実績から算出したもの。

わ行

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、老若男女だれもが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。
--------------	---

第2期 那珂市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

**編集・発行：那珂市保健福祉部こども課
子育て支援グループ
〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5
電 話 029-298-1111（代表）
F A X 029-352-1021**